

市民農園を利用する際の禁止事項等

- 1 建物及び工作物を設置すること。
- 2 営利を目的として作物を栽培すること。
- 3 施設等を汚損し、毀損し、又は亡失すること。
- 4 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をすること。
- 5 物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- 6 許可なく印刷物、ポスター等を配付し、又は掲示すること。
- 7 みだりに火気を使用すること。

次の事項を行うと使用許可が取り消されることがあります。

- 1 市民農園利用者及び関係者が禁止事項等を行ったとき。
- 2 市民農園利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- 3 市民農園利用者が市民農園を正当な理由なく耕作しないとき。
- 4 市民農園利用者が市民農園を第三者に利用させたとき。

市民農園の土地所有者から土地返還の申入れがあった場合には、年度途中であっても、市民農園を閉園することがあります。